（別紙）　目　録
約束手形　４通
⑴手形番号　164195
金額　195,690円
支払期日　平成21年７月31日
支払地　福井県越前市
支払場所　株式会社福邦銀行武生支店
振出日　平成21年４月10日
振出地　福井県越前市
振出人　カラヤ株式会社　代表取締役　山本　正敏
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＣＡ97737
金額　1,404,362円
支払期日　平成21年７月31日
支払場所　株式会社福井銀行武生支店
振出地　福井県越前市
振出人　株式会社ヤマモトスチール　代表取締役　山本　正敏
⑶手形番号　ＣＢ01104
金額　245,107円
支払期日　平成21年７月31日
支払場所　株式会社福井銀行武生支店
振出地　福井県福井市
振出人　株式会社ヤマモトスチール福井営業所　代表取締役　山本　正敏
⑷手形番号　ＯＦ56369
金額　1,324,260円
支払期日　平成21年８月５日
支払場所　株式会社北陸銀行武生支店
振出地　福井県越前市
振出人　株式会社澤数馬　代表取締役　澤　博征
⑵から⑷の約束手形の支払地、振出日、受取人、最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２１年（へ）第５号
東京都千代田区二番町３番地13
申立人　株式会社サンテック
代表者代表取締役　八幡　欣也
権利を争う旨の申述の終期　平成21年９月15日
平成21年９月17日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ235561
金額　630,000円
支払期日　平成21年４月30日
支払地　大阪府枚方市
支払場所　株式会社みずほ銀行枚方支店
振出日　平成20年11月30日
振出地　大阪府寝屋川市
振出人　クラボウ工事サービス株式会社　代表取締役　水谷　和夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号
佐賀市諸富町大字徳富70番地１
申立人　株式会社竹田コーポレーション
代表者代表取締役　竹田　克子
権利を争う旨の申述の終期　平成21年９月14日
平成21年９月16日　行橋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＢ000749
金額　200,000円
支払期日　平成21年７月31日
支払地　福岡県築上郡築城町
支払場所　福岡ひびき信用金庫築城支店
振出日　平成20年12月29日
振出地　福岡県築上郡築上町
振出人　丸山商事　代表者　丸山　廣美
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第２号
佐賀市諸富町大字徳富70番地１
申立人　株式会社竹田コーポレーション
代表者代表取締役　竹田　克子
同代理人弁護人　大脇　久和
権利を争う旨の申述の終期　平成21年９月15日
平成21年９月16日　佐賀簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　Ｃ632669
金額　141,000円
支払期日　平成21年３月25日
支払地　佐賀県佐賀市
支払場所　株式会社佐賀銀行本店営業部
振出日　平成20年11月25日
振出地　佐賀市
振出人　株式会社マベック　代表取締役　伊藤　常文
受取人兼第一裏書人　有限会社野田竹次商店　代表取締役　野田　良一
第一被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｃ633579
金額　173,000円
支払期日　平成21年４月25日
振出日　平成20年12月25日
振出人　松尾建設株式会社　専務取締役　松尾　大二郎
⑵の支払地、支払場所、振出地、受取人兼第一裏書人、第一被裏書人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑶手形番号　Ａ597428
金額　200,000円
支払期日　平成21年４月30日
支払地　佐賀県小城市
支払場所　株式会社佐賀銀行牛津支店
振出日　平成21年１月15日
振出地　佐賀県小城市
振出人　株式会社今匠　代表取締役　今泉　昭博
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。
岩手県八幡平市松木田83番地
申立人　阿部　一男
権利の届出の終期　平成21年９月14日
平成21年９月15日　盛岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴不動産の表示
所在　八幡平市松木田
地番　81番３
地目　畑
地積　416平方メートル
⑵登記年月日番号　盛岡地方法務局　明治44年５月16日受付第320号
⑶登記した権利の内容
明治44年５月16日賃借権設定契約
借賃　１ケ年19円50銭
支払期　毎年12月25日
存続期間　９年
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　二戸郡荒沢村大字荒屋118番戸　阿部　サワ
２⑴不動産の表示
所在　八幡平市松木田
地番　81番４
地目　畑
地積　513平方メートル
⑵登記年月日番号
１に同じ
⑶登記した権利の内容
１に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１０６８号
千葉県市原市堀越252番地
債務者　株式会社宮崎
代表者代表取締役　宮崎　靖夫
１　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
４　破産債権の届出期間　平成21年10月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月16日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２６２１号
名古屋市港区港楽３丁目１番１号
債務者　富貴事務機株式会社
代表者代表取締役　富永　良造
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　成俊
４　破産債権の届出期間　平成21年10月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月16日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部